

第三次下野市コンプライアンス実施計画

令和7（2025）年度～令和9（2027）年度

第三次下野市コンプライアンス実施計画

(1) 実施計画策定の趣旨

この実施計画は、下野市コンプライアンス推進指針に掲げる推進目標『市民から信頼される市役所の実現』を実現するために「第三次下野市コンプライアンス推進計画（令和7（2025）年度～令和9（2027）年度）」に示した施策を計画的かつ効率的に推進するための具体的な取組として、計画期間の3年間の主要な事務事業を示したものです。

なお、掲載した各事務事業は、職員のコンプライアンス意識の浸透状況、社会情勢の変化、市コンプライアンス推進本部の意見等を踏まえながら、適宜見直しを図り、より適切な市のコンプライアンス推進に資する計画としていきます。

(2) 計画の期間

本実施計画の期間は、令和7（2025）年度から令和9（2027）年度までの3年間とします。

第三次下野市コンプライアンス実施計画の見方

| 項目 | 説明 |
|---|---|
| 施策体系、施策名、施策内容 | 推進計画の施策体系、施策番号、施策名、施策内容 |
| 新・継 | 実施計画の新規・継続の区分 整理統合した前の計画の施策番号 |
| 事務事業 | 計画期間中に実施する事務事業 |
| 年度 | 実施計画の年度区分 |
| 実施計画（PLAN） | ○内 容：事務事業の内容 |
| | □目 標：事務事業の目標 |
| | ◇実施主体：事務事業の実施主体 |
| | ☆評価指標：指標化できる事務事業について、評価対象、計算方法、達成率と評価を定めたもの |
| 実施状況（DO） | 実施計画の実施状況 |
| 評価（CHECK） | <p>推進本部による評価</p> <p>【 】 評価の考え方</p> <p>○ 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の理由 <p>評価 次の4段階に区分し、評価指標に基づく評価のほか、実績報告における取組の内容を総合的に評価し判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 できている 3 概ねできている 2 あまりできていない 1 できていない |
| <p>改善への提言</p> <p>事務事業等の追加及び変更</p> <p>（ACTION）</p> | <p>推進本部による改善への提言等</p> <p>※必要に応じ、確立委員会による意見等</p> |

施策体系図

| 第三次 下野市コンプライアンス推進計画 施策体系図 | | | |
|---|----------------------------|--|---|
| 施策体系 | | 施策 | 事務事業 |
| 大分類 | 小分類 | | |
| (1) コンプライアンス意識の保持 | ア コンプライアンスに関する知識の習得 | 施策 1 コンプライアンスに関する研修の実施 | 1.コンプライアンスに関する研修の実施又は受講 |
| | イ コンプライアンス意識調査の定期的な実施 | 施策 2 コンプライアンスに関する自己診断シートの実施 | 1.コンプライアンス自己診断シートの実施 |
| | | 施策 3 コンプライアンスに関する意識調査アンケートの定期的な実施 | 2.管理職員による診断結果の確認と適切な指導の実施 1.意識調査アンケートの実施 |
| | ウ 安全運転意識の徹底 | 施策 4 安全運転意識の徹底 | 1.安全運転に関する研修の実施又は受講 |
| | エ 公正な市民対応 | 施策 5 市民の意見を聴く取組の実施 | 1.広聴事業の実施 2.市民窓口アンケートの実施 3.アンケート結果に基づく改善の実施 |
| | | 施策 6 不当要求行為に関する取組の実施 | 1.不当要求行為に関する研修の実施又は受講 2.不当要求行為への組織的な対応の実施 |
| 持・ジ・向・上 ネ・ジ・メ ン ト 管 理 能 力 の 維 マ | ア マネジメントに関する知識の習得 | 施策 7 管理職員のマネジメント研修の実施 | 1.管理職員に対するマネジメント研修の実施又は受講 |
| | イ 管理職員によるチェック体制の確立 | 施策 8 管理職員による業務の進捗管理の徹底 | 1.進捗管理チェックリストとミーティング等の活用による進捗管理の実施 2.法令等に基づく厳格な決裁の実施 |
| (3) 不祥事の再発防止のための内部統制の強化 | ア 組織のチェック体制の強化 | 施策 9 業務マニュアルの作成・見直しと活用 | 1.不正及び事務処理ミス防止のための業務マニュアルの作成・見直しの実施 |
| | | | 2.マニュアルと連携したチェックリストの作成・見直しの実施 |
| | | | 3.マニュアルを活用した複数職員による対応の実施 |
| | | | 4.内部統制によるリスク管理の実施 |
| | イ 公金等の適正な取扱 | 施策 10 公金等事務処理に関する調査の実施 施策 11 現金取扱の見直しの実施 | 1.公金等の取扱に関する調査の実施 |
| | | | 1.公金等の取扱に関する管理体制の強化 2.公金のキャッシュレス化の推進 |
| ウ 情報管理の徹底 | 施策 12 個人情報保護及び公文書の適正な管理の徹底 | 1.個人情報保護、文書管理及び情報公開に関する研修の実施又は受講 2.適切な文書管理の徹底 | |
| エ 公益通報制度の運用 | 施策 13 公益通報制度に関する理解促進と情報の周知 | 1.公益通報制度に関する研修の実施又は受講 2.公益通報制度の運用状況の公表 | |
| く(4) 心理的安全性の高い職場づくり | ア 心理的安全性の高い職場環境の構築 | 施策 14 風通しの良い職場環境づくりと報告・連絡・相談の徹底 | 1.気軽に声をかけあえる職場環境づくり 2.報告・連絡・相談の徹底 3.所属の業務課題・進捗状況の共有 |
| | イ ハラスメントの防止 | 施策 15 ハラスメント防止に関する取組の実施 | 1.ハラスメントに関する研修の実施又は受講 2.ハラスメント相談窓口の設置及び充実 |

第三次下野市コンプライアンス実施計画

| <p>施策体系</p> | <p>(1) コンプライアンス意識の保持 ア コンプライアンスに関する知識の習得</p> | | | <p>新・ 継</p> | <p>継続</p> |
|---------------------|--|----------------------|--|-----------------|---|
| <p>施策名</p> | <p>1 コンプライアンスに関する研修の実施</p> | <p>施策内容</p> | <p>コンプライアンスに関する知識習得、法令等の理解促進、服務規律及び公務員倫理の徹底及びコンプライアンス意識の保持を図ることを目的として、コンプライアンスに関する研修を実施する。</p> | | |
| <p>事務事業</p> | <p>1. コンプライアンスに関する研修の実施又は受講</p> | | | | |
| <p>年度</p> | <p>実施計画 (PLAN)</p> | <p>実施状況 (DO)</p> | <p>評価 (CHECK)</p> | | <p>改善への提言 事務事業等の追加及び変更 (ACTION)</p> |
| <p>7 (2025)</p> | <p>○ 内 容 1 コンプライアンスに関する研修を実施又は受講する。 □ 目 標 コンプライアンスについて、職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。 ◇ 実施主体 1 全所属 ★ 評価指標 ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下)</p> | | | | |
| <p>8 (2026)</p> | <p>○ 内 容 1 コンプライアンスに関する研修を実施又は受講する。 □ 目 標 コンプライアンスについて、職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。 ◇ 実施主体 1 全所属 ★ 評価指標 ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下)</p> | | | | |
| <p>9 (2027)</p> | <p>○ 内 容 1 コンプライアンスに関する研修を実施又は受講する。 □ 目 標 コンプライアンスについて、職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。 ◇ 実施主体 1 全所属 ★ 評価指標 ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下)</p> | | | | |

第三次下野市コンプライアンス実施計画

| 施策体系 | (1) コンプライアンス意識の保持 イ コンプライアンス意識調査の定期的な実施 | | | 新・ 継 | 継続 旧3 |
|-------------|---|------------------------|---------------|---|------------------------------------|
| 施策名 | 2 | コンプライアンスに関する自己診断シートの実施 | 施策内容 | 職員一人ひとりが、コンプライアンス意識を自覚し、また保持することを目的として、コンプライアンスに関する自己診断と管理職員による確認を実施する。 | |
| 事務事業 | 1. コンプライアンス自己診断シートの実施 2. 管理職員による診断結果の確認と適切な指導の実施 | | | | |
| 年度 | 実施計画 (PLAN) | 実施状況 (DO) | 評価 (CHECK) | | 改善への提言 事務事業等の追加及び変更 (ACTION) |
| 7 (2025) | <p>○ 内 容</p> <p>1 全職員がコンプライアンス自己診断シートによる自己診断を年2回実施する。</p> <p>2 管理職員が面談による自己診断結果の確認と適切な指導を実施する。</p> <p>□ 目 標</p> <p>職員及び組織のコンプライアンス意識を深める。</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>1及び2 全所属</p> <p>☆ 評価指標</p> <p>・評価対象：全所属による自己診断の実施 (総務人事課作成のシートによるもの)</p> <p>・計算方法：実施所属数 (30所属) × 実施回数 (2回)</p> <p>・達成率と評価： 4 (60) 3 (45～59) 2 (30～44) 1 (29以下)</p> | | | | |
| 8 (2026) | <p>○ 内 容</p> <p>1 全職員がコンプライアンス自己診断シートによる自己診断を年2回実施する。</p> <p>2 管理職員が面談による自己診断結果の確認と適切な指導を実施する。</p> <p>□ 目 標</p> <p>職員及び組織のコンプライアンス意識を深める。</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>1及び2 全所属</p> <p>☆ 評価指標</p> <p>・評価対象：全所属による自己診断の実施 (総務人事課作成のシートによるもの)</p> <p>・計算方法：実施所属数 (30所属) × 実施回数 (2回)</p> <p>・達成率と評価： 4 (60) 3 (45～59) 2 (30～44) 1 (29以下)</p> | | | | |
| 9 (2027) | <p>○ 内 容</p> <p>1 全職員がコンプライアンス自己診断シートによる自己診断を年2回実施する。</p> <p>2 管理職員が面談による自己診断結果の確認と適切な指導を実施する。</p> <p>□ 目 標</p> <p>職員及び組織のコンプライアンス意識を深める。</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>1及び2 全所属</p> <p>☆ 評価指標</p> <p>・評価対象：全所属による自己診断の実施 (総務人事課作成のシートによるもの)</p> <p>・計算方法：実施所属数 (30所属) × 実施回数 (2回)</p> <p>・達成率と評価： 4 (60) 3 (45～59) 2 (30～44) 1 (29以下)</p> | | | | |

第三次下野市コンプライアンス実施計画

| | | | | | |
|---------------------|--|----------------------|---|-----------------|---|
| <p>施策体系</p> | <p>(1) コンプライアンス意識の保持 イ コンプライアンス意識調査の定期的な実施</p> | | | <p>新・ 継</p> | <p>継続 旧4</p> |
| <p>施策名</p> | <p>3 コンプライアンスに関する意識調査アンケートの定期的な実施</p> | <p>施策内容</p> | <p>職員のコンプライアンス意識の浸透状況、組織風土の変化を把握し、以後のコンプライアンスに係る取組につなげていくことを目的として、コンプライアンスに関する意識調査アンケートを定期的な実施する。</p> | | |
| <p>事務事業</p> | <p>1. 意識調査アンケートの実施</p> | | | | |
| <p>年度</p> | <p>実施計画 (PLAN)</p> | <p>実施状況 (DO)</p> | <p>評価 (CHECK)</p> | | <p>改善への提言 事務事業等の追加及び変更 (ACTION)</p> |
| <p>7 (2025)</p> | <p>○ 内 容 1 意識調査アンケートの内容、方法を検討する。 □ 目 標 職員のコンプライアンス意識等を把握し、以後のコンプライアンス推進に係る取組につなげる。 ◇ 実施主体 1 総務人事課 ★ 評価指標 ・評価対象：総務人事課による検討の実施の有無 ・計算方法：なし ・達成率と評価：4（実施） 1（未実施）</p> | | | | |
| <p>8 (2026)</p> | <p>○ 内 容 1 意識調査アンケートを実施する。 □ 目 標 職員のコンプライアンス意識等を把握し、以後のコンプライアンス推進に係る取組につなげる。 ◇ 実施主体 1 総務人事課 ★ 評価指標 ・評価対象：総務人事課による調査の実施の有無 ・計算方法：なし ・達成率と評価：4（実施）、1（未実施）</p> | | | | |
| <p>9 (2027)</p> | <p>○ 内 容 1 意識調査アンケートの内容、方法を検討する。 □ 目 標 職員のコンプライアンス意識等を把握し、以後のコンプライアンス推進に係る取組につなげる。 ◇ 実施主体 1 総務人事課 ★ 評価指標 ・評価対象：総務人事課による検討の実施の有無 ・計算方法：なし ・達成率と評価：4（実施）、1（未実施）</p> | | | | |

第三次下野市コンプライアンス実施計画

| 施策体系 | (1) コンプライアンス意識の保持 ウ 安全運転意識の徹底 | | | 新・継 | 継続 旧5 |
|-------------|--|-------------|------------|---|----------|
| | 施策名 | 4 安全運転意識の徹底 | 施策内容 | 自動車、自転車等の運転にあたっての安全運転意識の高揚及び交通法規違反、交通事故の防止を図るとともに、職員が、万が一事故を起こしたときに適切な措置を行えるようにすることを目的として、安全運転等に関する研修を実施する。 | |
| 事務事業 | 1. 安全運転に関する研修の実施又は受講 | | | | |
| 年度 | 実施計画 (PLAN) | 実施状況 (DO) | 評価 (CHECK) | 改善への提言 事務事業等の追加及び変更 (ACTION) | |
| 7 (2025) | <p>○ 内容</p> <p>1 安全運転に関する研修を実施又は受講する。</p> <p>□ 目標</p> <p>公用、私用を問わず交通安全について職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。また公用車の適正な使用について常に意識できるようにする。</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>1 総務人事課、安全安心課</p> <p>★評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下) | | | | |
| 8 (2026) | <p>○ 内容</p> <p>1 安全運転に関する研修を実施又は受講する。</p> <p>□ 目標</p> <p>公用、私用を問わず交通安全について職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。また公用車の適正な使用について常に意識できるようにする。</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>1 総務人事課、安全安心課</p> <p>★評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下) | | | | |
| 9 (2027) | <p>○ 内容</p> <p>1 安全運転に関する研修を実施又は受講する。</p> <p>□ 目標</p> <p>公用、私用を問わず交通安全について職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。また公用車の適正な使用について常に意識できるようにする。</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>1 総務人事課、安全安心課</p> <p>★評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下) | | | | |

第三次下野市コンプライアンス実施計画

| | | | | | |
|---------------------|---|----------------------|--|---|------------------|
| <p>施策体系</p> | <p>(1) コンプライアンス意識の保持 エ 公正な市民対応</p> | | | <p>新 ・ 継</p> | <p>継続 旧6</p> |
| <p>施策名</p> | <p>5 市民の意見を聴く取組の実施</p> | <p>施策内容</p> | <p>市民の市政に対する意向を的確に把握して施策に反映することで、市政への正しい理解と協力を求めること、及び市民の目線に立って接遇や手続等の利便性の点検・改善を図ることを目的として、市民の意見を聴く取組及び職員の窓口対応についての定期的なアンケートを実施する。</p> | | |
| <p>事務事業</p> | <p>1. 広聴事業の実施 2. 市民窓口アンケートの実施 3. アンケート結果に基づく改善の実施</p> | | | | |
| <p>年度</p> | <p>実施計画 (PLAN)</p> | <p>実施状況 (DO)</p> | <p>評価 (CHECK)</p> | <p>改善への提言 事務事業等の追加及び変更 (ACTION)</p> | |
| <p>7 (2025)</p> | <p>○ 内 容 1 市民の市政への意見を把握する広聴事業を実施する。 2 市民窓口アンケートを年1回実施する。 3 広聴事業やアンケート結果に基づき接遇や手続等の改善を図る。 □ 目 標 市民にとって利便性の高い市役所になる。 ◇ 実施主体 1 総合政策課 2 総務人事課 3 改善対象の所属 ☆ 評価指標 ・評価対象：市民窓口アンケート結果の点数 ・計算方法：なし ・達成率と評価：4 (4点以上) 3 (3点以上4点未満) 2 (2点以上3点未満) 1 (2点未満)</p> | | | | |
| <p>8 (2026)</p> | <p>○ 内 容 1 市民の市政への意見を把握する広聴事業を実施する。 2 市民窓口アンケートを年1回実施する。 3 広聴事業やアンケート結果に基づき接遇や手続等の改善を図る。 □ 目 標 市民にとって利便性の高い市役所になる。 ◇ 実施主体 1 総合政策課 2 総務人事課 3 改善対象の所属 ☆ 評価指標 ・評価対象：市民窓口アンケート結果の点数 ・計算方法：なし ・達成率と評価：4 (4点以上) 3 (3点以上4点未満) 2 (2点以上3点未満) 1 (2点未満)</p> | | | | |
| <p>9 (2027)</p> | <p>○ 内 容 1 市民の市政への意見を把握する広聴事業を実施する。 2 市民窓口アンケートを年1回実施する。 3 広聴事業やアンケート結果に基づき接遇や手続等の改善を図る。 □ 目 標 市民にとって利便性の高い市役所になる。 ◇ 実施主体 1 総合政策課 2 総務人事課 3 改善対象の所属 ☆ 評価指標 ・評価対象：市民窓口アンケート結果の点数 ・計算方法：なし ・達成率と評価：4 (4点以上) 3 (3点以上4点未満) 2 (2点以上3点未満) 1 (2点未満)</p> | | | | |

第三次下野市コンプライアンス実施計画

| 施策体系 | (1) コンプライアンス意識の保持 エ 公正な市民対応 | | 新・継 | 継続 旧7 |
|----------|---|-------------------|------------|--|
| | 施策名 | 6 不当要求行為に関する取組の実施 | 施策内容 | 不当要求行為に組織的に対応できる体制づくりを図ることを目的として、不当要求行為に関する研修及び適宜適切な情報提供を実施するとともに、不当要求行為対策委員会、警察及び顧問弁護士等を活用し、組織的対応に取り組む。 |
| 事務事業 | 1. 不当要求行為に関する研修の実施又は受講 2. 不当要求行為への組織的な対応の実施 | | | |
| 年度 | 実施計画 (PLAN) | 実施状況 (DO) | 評価 (CHECK) | 改善への提言 事務事業等の追加及び変更 (ACTION) |
| 7 (2025) | <p>○ 内容</p> <p>1 不当要求行為に関する研修を実施又は受講する。</p> <p>2 不当要求行為に関する情報提供を行う。</p> <p>□ 目標</p> <p>不当要求行為の対応について職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。また情報共有を図ることで、組織的に対応できるようにする。</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>1及び2 総務人事課</p> <p>★ 評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下) | | | |
| 8 (2026) | <p>○ 内容</p> <p>1 不当要求行為に関する研修を実施又は受講する。</p> <p>2 不当要求行為に関する情報提供を行う。</p> <p>□ 目標</p> <p>不当要求行為の対応について職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。また情報共有を図ることで、組織的に対応できるようにする。</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>1及び2 総務人事課</p> <p>★ 評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下) | | | |
| 9 (2027) | <p>○ 内容</p> <p>1 不当要求行為に関する研修を実施又は受講する。</p> <p>2 不当要求行為に関する情報提供を行う。</p> <p>□ 目標</p> <p>不当要求行為の対応について職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。また情報共有を図ることで、組織的に対応できるようにする。</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>1及び2 総務人事課</p> <p>★ 評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下) | | | |

第三次下野市コンプライアンス実施計画

| <p>施策体系</p> | <p>(2) 管理職員のマネジメント能力の維持・向上 ア マネジメントに関する知識の習得</p> | | | <p>新・ 継</p> | <p>継続 旧8</p> |
|---------------------|---|----------------------|---|-----------------|---|
| <p>施策名</p> | <p>7 管理職員のマネジメント研修の実施</p> | <p>施策内容</p> | <p>管理職員の育成及び能力の維持向上を目的として、管理職員に対するマネジメント研修等を実施する。</p> | | |
| <p>事務事業</p> | <p>1. 管理職員に対するマネジメント研修の実施又は受講</p> | | | | |
| <p>年度</p> | <p>実施計画 (PLAN)</p> | <p>実施状況 (DO)</p> | <p>評価 (CHECK)</p> | | <p>改善への提言 事務事業等の追加及び変更 (ACTION)</p> |
| <p>7 (2025)</p> | <p>○ 内 容 1 管理職員に対するマネジメント研修を実施又は受講する。</p> <p>□ 目 標 管理職員として必要なマネジメント能力を向上させるための知識とあるべき姿勢を身につける。</p> <p>◇ 実施主体 1 総務人事課</p> <p>☆ 評価指標 ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価：4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下)</p> | | | | |
| <p>8 (2026)</p> | <p>○ 内 容 1 管理職員に対するマネジメント研修を実施又は受講する。</p> <p>□ 目 標 管理職員として必要なマネジメント能力を向上させるための知識とあるべき姿勢を身につける。</p> <p>◇ 実施主体 1 総務人事課</p> <p>☆ 評価指標 ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価：4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下)</p> | | | | |
| <p>9 (2027)</p> | <p>○ 内 容 1 管理職員に対するマネジメント研修を実施又は受講する。</p> <p>□ 目 標 管理職員として必要なマネジメント能力を向上させるための知識とあるべき姿勢を身につける。</p> <p>◇ 実施主体 1 総務人事課</p> <p>☆ 評価指標 ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価：4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下)</p> | | | | |

第三次下野市コンプライアンス実施計画

| | | | | |
|---------------------|---|----------------------|---|---|
| <p>施策体系</p> | <p>(2) 管理職員のマネジメント能力の維持・向上 イ 管理職員によるチェック体制の確立</p> | | <p>新・ 継</p> | <p>継続 旧9</p> |
| <p>施策名</p> | <p>8 管理職員による業務の進捗管理の徹底</p> | <p>施策内容</p> | <p>管理職員が、業務の進捗管理を適正に行うことを目的として、進捗管理チェックリスト等を活用した業務の進捗管理を実施し、個別事務については法令等に基づく厳格な決裁の実施やミーティング等による業務の進捗管理の徹底を図る。</p> | |
| <p>事務事業</p> | <p>1. 進捗管理チェックリストとミーティング等の活用による進捗管理の実施 2. 法令等に基づく厳格な決裁の実施</p> | | | |
| <p>年度</p> | <p>実施計画 (PLAN)</p> | <p>実施状況 (DO)</p> | <p>評価 (CHECK)</p> | <p>改善への提言 事務事業等の追加及び変更 (ACTION)</p> |
| <p>7 (2025)</p> | <p>○ 内 容 1 管理職員が進捗管理チェックリストやミーティング等により定期的に進捗管理を実施する。 2 決裁は、常に法令等に基づき厳格に実施する。 □ 目 標 管理職員が、適切なマネジメントを行うための環境を整える。 ◇ 実施主体 1～3 全所属 ☆ 評価指標 ・評価対象：管理職員による進捗管理チェックリストの活用状況 ・計算方法：報告所属数／全所属数 ・達成率と評価：4 (100%) 3 (75%～99%) 2 (50%～74%) 1 (49%以下)</p> | | | |
| <p>8 (2026)</p> | <p>○ 内 容 1 管理職員が進捗管理チェックリストやミーティング等により定期的に進捗管理を実施する。 2 決裁は、常に法令等に基づき厳格に実施する。 □ 目 標 管理職員が、適切なマネジメントを行うための環境を整える。 ◇ 実施主体 1～3 全所属 ☆ 評価指標 ・評価対象：管理職員による進捗管理チェックリストの活用状況 ・計算方法：報告所属数／全所属数 ・達成率と評価：4 (100%) 3 (75%～99%) 2 (50%～74%) 1 (49%以下)</p> | | | |
| <p>9 (2027)</p> | <p>○ 内 容 1 管理職員が進捗管理チェックリストやミーティング等により定期的に進捗管理を実施する。 2 決裁は、常に法令等に基づき厳格に実施する。 □ 目 標 管理職員が、適切なマネジメントを行うための環境を整える。 ◇ 実施主体 1～3 全所属 ☆ 評価指標 ・評価対象：管理職員による進捗管理チェックリストの活用状況 ・計算方法：報告所属数／全所属数 ・達成率と評価：4 (100%) 3 (75%～99%) 2 (50%～74%) 1 (49%以下)</p> | | | |

第三次下野市コンプライアンス実施計画

| | | | | |
|---------------------|--|----------------------|--|---|
| <p>施策体系</p> | <p>(3) 不祥事の再発防止のための内部統制の強化 ア 組織のチェック体制の強化</p> | | <p>新・ 継</p> | <p>継続 旧11</p> |
| <p>施策名</p> | <p>9 業務マニュアルの作成・見直しと活用</p> | <p>施策内容</p> | <p>市の業務について、組織としてチェック体制を改善し、不正や事務処理ミスを防ぐことを目的として、業務マニュアルを作成し、又は見直すとともに、マニュアルと連携したチェックリスト等により活用し、複数職員によるチェック体制の強化を図る。なお、作成・見直し等に当たっては、内部統制制度との連携を図る。 また、内部統制制度における業務に内在する様々なリスクを点検・評価し、その結果を業務にフィードバックするリスクマネジメントの仕組みにより、業務の合理化、効率化や一層の適正化を目指した取組を推進する。</p> | |
| <p>事務事業</p> | <p>1. 不正及び事務処理ミス防止のための業務マニュアルの作成・見直しの実施 2. マニュアルと連携したチェックリストの作成・見直しの実施 3. マニュアルを活用した複数職員による対応の実施 4. 内部統制によるリスク管理の実施</p> | | | |
| <p>年度</p> | <p>実施計画 (PLAN)</p> | <p>実施状況 (DO)</p> | <p>評価 (CHECK)</p> | <p>改善への提言 事務事業等の追加及び変更 (ACTION)</p> |
| <p>7 (2025)</p> | <p>○ 内 容 1 重要性の高い業務（現金取扱、契約、支出命令、補助金交付等）の業務マニュアルの作成・見直しを実施する。 2 重要性の高い業務（現金取扱、契約、支出命令、補助金交付等）の業務マニュアルを事務手続に反映させるためにチェックリストの作成・見直しを実施する。 3 重要性の高い業務（現金取扱、契約、支出命令、補助金交付等）の業務マニュアルに基づく複数職員によるチェックを実施する。 4 内部統制制度に基づくリスク管理のについてリスク評価シートに基づく自己評価を実施する。 □ 目 標 担当職員以外が、マニュアルとチェックリストにより適正な事務処理のチェックを可能にするため、業務マニュアル及びチェックリストを整備する。 ◇ 実施主体 1、2、3、4の全て 全所属 ☆ 評価指標 ・未設定</p> | | | |
| <p>8 (2026)</p> | <p>○ 内 容 1 重要性の高い業務（現金取扱、契約、支出命令、補助金交付等）の業務マニュアルの作成・見直しを実施する。 2 重要性の高い業務（現金取扱、契約、支出命令、補助金交付等）の業務マニュアルを事務手続に反映させるためにチェックリストの作成・見直しを実施する。 3 重要性の高い業務（現金取扱、契約、支出命令、補助金交付等）の業務マニュアルに基づく複数職員によるチェックを実施する。 4 内部統制制度に基づくリスク管理のについてリスク評価シートに基づく自己評価を実施する。 □ 目 標 担当職員以外が、マニュアルとチェックリストにより適正な事務処理のチェックを可能にするため、業務マニュアル及びチェックリストを整備する。 ◇ 実施主体 1、2、3、4の全て 全所属 ☆ 評価指標 ・未設定</p> | | | |
| <p>9 (2027)</p> | <p>○ 内 容 1 重要性の高い業務（現金取扱、契約、支出命令、補助金交付等）の業務マニュアルの作成・見直しを実施する。 2 重要性の高い業務（現金取扱、契約、支出命令、補助金交付等）の業務マニュアルを事務手続に反映させるためにチェックリストの作成・見直しを実施する。 3 重要性の高い業務（現金取扱、契約、支出命令、補助金交付等）の業務マニュアルに基づく複数職員によるチェックを実施する。 4 内部統制制度に基づくリスク管理のについてリスク評価シートに基づく自己評価を実施する。 □ 目 標 担当職員以外が、マニュアルとチェックリストにより適正な事務処理のチェックを可能にするため、業務マニュアル及びチェックリストを整備する。 ◇ 実施主体 1、2、3、4の全て 全所属 ☆ 評価指標 ・未設定</p> | | | |

第三次下野市コンプライアンス実施計画

| | | | | | |
|---------------------|---|----------------------|--|---|------------------------|
| <p>施策体系</p> | <p>(3) 不祥事の再発防止のための内部統制の強化 イ 公金等の適正な取扱</p> | | | <p>新 ・ 継</p> | <p>継続 旧14</p> |
| <p>施策名</p> | <p>10 公金等事務処理に関する調査の実施</p> | <p>施策内容</p> | <p>個別業務における公金の取扱に関する事務処理手順等を見直す機会を作り、厳正に公金を管理する必要性への理解を図ることを目的として、公金等管理適正化委員会による調査等を実施する。なお、調査等に当たっては、内部統制制度との連携を図る。</p> | | |
| <p>事務事業</p> | <p>1. 公金等の取扱に関する調査の実施</p> | | | | |
| <p>年度</p> | <p>実施計画 (PLAN)</p> | <p>実施状況 (DO)</p> | <p>評価 (CHECK)</p> | <p>改善への提言 事務事業等の追加及び変更 (ACTION)</p> | |
| <p>7 (2025)</p> | <p>○ 内容 1 公金等管理適正化委員会による調査を実施する。 □ 目標 職員が取り扱う公金等の適正管理の徹底を図る。 ◇ 実施主体 1 会計課 ☆ 評価指標 ・評価対象：公金等管理適正化委員会による調査の実施 ・計算方法：実施回数／計画回数 ・達成率と評価： 4 (100%) 3 (75%～99%) 2 (50%～74%) 1 (49%以下)</p> | | | | |
| <p>8 (2026)</p> | <p>○ 内容 1 公金等管理適正化委員会による調査を実施する。 □ 目標 職員が取り扱う公金等の適正管理の徹底を図る。 ◇ 実施主体 1 会計課 ☆ 評価指標 ・評価対象：公金等管理適正化委員会による調査の実施 ・計算方法：実施回数／計画回数 ・達成率と評価： 4 (100%) 3 (75%～99%) 2 (50%～74%) 1 (49%以下)</p> | | | | |
| <p>9 (2027)</p> | <p>○ 内容 1 公金等管理適正化委員会による調査を実施する。 □ 目標 職員が取り扱う公金等の適正管理の徹底を図る。 ◇ 実施主体 1 会計課 ☆ 評価指標 ・評価対象：公金等管理適正化委員会による調査の実施 ・計算方法：実施回数／計画回数 ・達成率と評価： 4 (100%) 3 (75%～99%) 2 (50%～74%) 1 (49%以下)</p> | | | | |

第三次下野市コンプライアンス実施計画

| 施策体系 | (3) 不祥事の再発防止のための内部統制の強化 イ 公金等の適正な取扱 | | | 新・ 継 | 新規 |
|-------------|--|--------------|---------------|---|------------------------------------|
| 施策名 | 11 | 現金取扱の見直しの実施 | 施策内容 | 市で管理する外郭団体等を含めた現金の取扱の管理体制の強化を図るため、管理実態の調査及び内部監査を実施する。なお、監査に当たっては、内部統制制度との連携を図る。また、公金収納に関し、キャッシュレス化の取組を推進する。 | |
| 事務事業 | 1. 公金等の取扱いに関する管理体制の強化 2. 公金のキャッシュレス化の推進 | | | | |
| 年度 | 実施計画 (PLAN) | 実施状況 (DO) | 評価 (CHECK) | | 改善への提言 事務事業等の追加及び変更 (ACTION) |
| 7 (2025) | <p>○ 内 容</p> <p>1 公金等の管理について調査を実施し、公金等の取扱いに関する方針を決定する。</p> <p>2 公金キャッシュレス化に関する調査を実施し、推進方針を決定する。</p> <p>□ 目 標</p> <p>職員が取り扱う公金等の適正管理の徹底を図る。</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>1 総務人事課・行政委員会</p> <p>2 総合政策課</p> <p>☆ 評価指標</p> <p>・評価対象：</p> <p>1公金取扱いについてのマニュアル作成</p> <p>2キャッシュレス化の推進方針の作成</p> <p>・計算方法：なし</p> <p>・達成率と評価：作 成 4 未作成 1</p> | | | | |
| 8 (2026) | <p>○ 内 容</p> <p>1 公金等の管理について、公金等の取扱いに関する方針に基づく監査の実施する。</p> <p>2 公金キャッシュレス化に関する推進方針に基づく取組状況を管理する。</p> <p>□ 目 標</p> <p>職員が取り扱う公金等の適正管理の徹底を図る。</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>1 総務人事課・行政委員会</p> <p>2 総合政策課</p> <p>☆ 評価指標</p> <p>・評価対象：</p> <p>1公金取扱マニュアルに基づく監査の実施</p> <p>2キャッシュレス化の推進方針に基づく進捗の管理</p> <p>・計算方法：なし</p> <p>・達成率と評価：作 成 4 未作成 1</p> | | | | |
| 9 (2027) | <p>○ 内 容</p> <p>1 公金等の管理について、公金等の取扱いに関する方針に基づく監査の実施する。</p> <p>2 公金キャッシュレス化に関する推進方針に基づく取組状況を管理する。</p> <p>□ 目 標</p> <p>職員が取り扱う公金等の適正管理の徹底を図る。</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>1 総務人事課・行政委員会</p> <p>2 総合政策課</p> <p>☆ 評価指標</p> <p>・評価対象：</p> <p>1公金取扱マニュアルに基づく監査の実施</p> <p>2キャッシュレス化の推進方針に基づく進捗の管理</p> <p>・計算方法：なし</p> <p>・達成率と評価：作 成 4 未作成 1</p> | | | | |

第三次下野市コンプライアンス実施計画

| | | | | |
|---------------------|--|----------------------|--|---|
| <p>施策体系</p> | <p>(3) 不祥事の再発防止のための内部統制の強化 ウ 情報管理の徹底</p> | | <p>新・ 継</p> | <p>継続 旧15</p> |
| <p>施策名</p> | <p>12 個人情報保護及び公文書の適正な管理の徹底</p> | <p>施策内容</p> | <p>個人情報及び公文書の適正な管理や保存並びに万が一の事態の際に適切な対応ができる職員の育成を図ることを目的として、個人情報保護、文書管理及び情報公開に関する研修等を実施するとともに、ファイリングシステムによる適切な文書管理の徹底を図る。</p> | |
| <p>事務事業</p> | <p>1. 個人情報保護、文書管理及び情報公開に関する研修の実施又は受講 2. 適切な文書管理の徹底</p> | | | |
| <p>年度</p> | <p>実施計画 (PLAN)</p> | <p>実施状況 (DO)</p> | <p>評価 (CHECK)</p> | <p>改善への提言 事務事業等の追加及び変更 (ACTION)</p> |
| <p>7 (2025)</p> | <p>○ 内 容 1 個人情報保護、文書管理及び情報公開に関する研修を実施又は受講する。 2 文書保存場所の調査を実施する。 □ 目 標 1 個人情報保護、文書管理及び情報公開について、職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。 2 文書保存場所の適正な管理を徹底する。 ◇ 実施主体 1 全所属 2 総務人事課 ☆ 評価指標 ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数（評価対象の平均） ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下)</p> | | | |
| <p>8 (2026)</p> | <p>○ 内 容 1 個人情報保護、文書管理及び情報公開に関する研修を実施又は受講する。 2 文書保存場所の調査を実施する。 □ 目 標 1 個人情報保護、文書管理及び情報公開について、職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。 2 文書保存場所の適正な管理を徹底する。 ◇ 実施主体 1 全所属 2 総務人事課 ☆ 評価指標 ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数（評価対象の平均） ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下)</p> | | | |
| <p>9 (2027)</p> | <p>○ 内 容 1 個人情報保護、文書管理及び情報公開に関する研修を実施又は受講する。 2 文書保存場所の調査を実施する。 □ 目 標 1 個人情報保護、文書管理及び情報公開について、職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。 2 文書保存場所の適正な管理を徹底する。 ◇ 実施主体 1 全所属 2 総務人事課 ☆ 評価指標 ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数（評価対象の平均） ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下)</p> | | | |

第三次下野市コンプライアンス実施計画

| | | | | |
|---------------------|---|----------------------|---|---|
| <p>施策体系</p> | <p>(3) 不祥事の再発防止のための内部統制の強化 エ 公益通報制度の運用</p> | | <p>新・ 継</p> | <p>継続 旧16</p> |
| <p>施策名</p> | <p>13 公益通報制度に関する理解促進と情報の周知</p> | <p>施策内容</p> | <p>公益通報制度への理解を深めるとともに職場内の不正行為を速やかに発見・防止できる環境を整えることを目的として、職員の公益通報制度に関する理解促進を図るための研修を実施するとともに、制度の利用状況を公表し市民に周知する。</p> | |
| <p>事務事業</p> | <p>1. 公益通報制度に関する研修の実施又は受講 2. 公益通報制度の運用状況の公表</p> | | | |
| <p>年度</p> | <p>実施計画 (PLAN)</p> | <p>実施状況 (DO)</p> | <p>評価 (CHECK)</p> | <p>改善への提言 事務事業等の追加及び変更 (ACTION)</p> |
| <p>7 (2025)</p> | <p>○ 内容 1 公益通報制度に関する研修を実施又は受講する。 2 公益通報制度の運用状況を公表する。 □ 目標 公益通報制度について、職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。 ◇ 実施主体 1及び2 総務人事課 ★ 評価指標 ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下)</p> | | | |
| <p>8 (2026)</p> | <p>○ 内容 1 公益通報制度に関する研修を実施又は受講する。 2 公益通報制度の運用状況を公表する。 □ 目標 公益通報制度について、職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。 ◇ 実施主体 1及び2 総務人事課 ★ 評価指標 ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下)</p> | | | |
| <p>9 (2027)</p> | <p>○ 内容 1 公益通報制度に関する研修を実施又は受講する。 2 公益通報制度の運用状況を公表する。 □ 目標 公益通報制度について、職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。 ◇ 実施主体 1及び2 総務人事課 ★ 評価指標 ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下)</p> | | | |

第三次下野市コンプライアンス実施計画

| <p>施策体系</p> | <p>(4) 心理的安全性の高い職場づくり ア 心理的安全性の高い職場環境の構築</p> | | | <p>新・ 継</p> | <p>継続 旧19</p> |
|---------------------|---|----------------------|--|-----------------|---|
| <p>施策名</p> | <p>14 風通しの良い職場環境づくりと報告・連絡・相談の徹底</p> | <p>施策内容</p> | <p>業務を進めていく中でコミュニケーションの希薄化が見られる状況において、コンプライアンスが適切に働く組織をつくるには、職員が、風通しの良い良好なコミュニケーション環境にあることが、より一層重要である。良好なコミュニケーション環境づくりを目指すため、あいさつの励行、気軽に相談し合える雰囲気づくり、及び率直に意見交換できる会議の運営を実施する。また、組織の目標、業務課題や進捗状況及び問題発生時等の適切な情報共有を行うための組織及び職員間における情報共有のルール化を進め、報告・連絡・相談の徹底を図る。</p> | | |
| <p>事務事業</p> | <p>1. 気軽に声をかけあえる職場環境づくり 2. 報告・連絡・相談の徹底 3. 所属の業務課題・進捗状況の共有</p> | | | | |
| <p>年度</p> | <p>実施計画 (PLAN)</p> | <p>実施状況 (DO)</p> | <p>評価 (CHECK)</p> | | <p>改善への提言 事務事業等の追加及び変更 (ACTION)</p> |
| <p>7 (2025)</p> | <p>○ 内 容 1 あいさつを励行する。 2 「報連相のおひたし」を推進する。 3 ミーティング等により組織目標や業務課題・進捗状況の共有を図る。 □ 目 標 風通しの良い職場環境をつくる。 ◇ 実施主体 1～3 全所属 ☆ 評価指標 ・未設定</p> | | | | |
| <p>8 (2026)</p> | <p>○ 内 容 1 あいさつを励行する。 2 「報連相のおひたし」を推進する。 3 ミーティング等により組織目標や業務課題・進捗状況の共有を図る。 □ 目 標 風通しの良い職場環境をつくる。 ◇ 実施主体 1～3 全所属 ☆ 評価指標 ・未設定</p> | | | | |
| <p>9 (2027)</p> | <p>○ 内 容 1 あいさつを励行する。 2 「報連相のおひたし」を推進する。 3 ミーティング等により組織目標や業務課題・進捗状況の共有を図る。 □ 目 標 風通しの良い職場環境をつくる。 ◇ 実施主体 1～3 全所属 ☆ 評価指標 ・未設定</p> | | | | |

第三次下野市コンプライアンス実施計画

| | | | | | |
|---------------------|--|----------------------|--|---|-------------------|
| <p>施策体系</p> | <p>(4) 心理的安全性の高い職場づくり イ ハラスメントの防止</p> | | | <p>新・ 継</p> | <p>継続 旧20</p> |
| <p>施策名</p> | <p>15 ハラスメント防止に関する取組の実施</p> | <p>施策内容</p> | <p>ハラスメントに関する知識を習得し、ハラスメントを「しない・させない・許さない」意識を認識させるとともに、ハラスメントによる職員の意欲低下や業務への影響を防止することを目的として、ハラスメント防止に関する研修を実施する。</p> | | |
| <p>事務事業</p> | <p>1. ハラスメントに関する研修の実施又は受講 2. ハラスメント相談窓口の設置及び充実</p> | | | | |
| <p>年度</p> | <p>実施計画 (PLAN)</p> | <p>実施状況 (DO)</p> | <p>評価 (CHECK)</p> | <p>改善への提言 事務事業等の追加及び変更 (ACTION)</p> | |
| <p>7 (2025)</p> | <p>○ 内 容 1 ハラスメントに関する研修を実施又は受講する。併せて、相談体制の充実を図る。 □ 目 標 ハラスメントについて、職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。 ◇ 実施主体 1及び2 総務人事課 ★ 評価指標 ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下)</p> | | | | |
| <p>8 (2026)</p> | <p>○ 内 容 1 ハラスメントに関する研修を実施又は受講する。併せて、相談体制の充実を図る。 □ 目 標 ハラスメントについて、職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。 ◇ 実施主体 1及び2 総務人事課 ★ 評価指標 ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下)</p> | | | | |
| <p>9 (2027)</p> | <p>○ 内 容 1 ハラスメントに関する研修を実施又は受講する。併せて、相談体制の充実を図る。 □ 目 標 ハラスメントについて、職員として必要な知識とあるべき姿勢を身につける。 ◇ 実施主体 1及び2 総務人事課 ★ 評価指標 ・評価対象：総務人事課が実施した研修 ・計算方法：受講人数／計画受講人数 ・達成率と評価： 4 (90%以上) 3 (70%～89%) 2 (50%～69%) 1 (49%以下)</p> | | | | |